

# バラスト水管理設備規則における改正点の解説 (水バラストの電子記録簿)

## 1. はじめに

2025年6月20日付一部改正により改正されているバラスト水管理設備規則中、水バラストの電子記録簿に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2025年10月1日から施行される。

## 2. 改正の背景

バラスト水管理条約では、バラスト水の取入れや排出等に関連する作業を記録する水バラスト記録簿として、電子記録簿の使用が認められており、本会規則においてもこれを規定している。

2023年7月のIMO第80回海洋環境保護委員会(MEPC 80)において、電子記録簿の利用方法に関するガイドラインが決議MEPC.372(80)として採択された。また2024年3月のMEPC 81において、バラスト水管理条約の脚注において本ガイドラインを参照するための同条約改正が決議MEPC.383(81)として採択された。加えて、2024年12月11日付国総海第51号及び国海環第76号により、これを担保するための国土交通省の所管する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令が改正された。

このため、決議MEPC.372(80)及びMEPC.383(81)並びに国内法令の改正に基づき、関連規定を改めた。

## 3. 改正の内容

バラスト水管理設備規則では、紙ベースでの水バラスト記録簿の取扱いが規定されている。本規則において、電子記録簿を使用する場合の取扱いを規定した。

用語として「電子記録簿」を、主管庁の承認が必要である旨とともに新たに追加した。また、船上に保持すべき書類等、水バラスト記録簿の取扱いが規定されている項目に電子記録簿の取扱いを明記した。

加えて、電子記録簿が船舶に備えられている場合、主管庁又は本会により発行された宣言書が備えられていることを登録検査及び定期的検査時に確認すること、電子記録簿の利用方法はIMO決議MEPC.372(80)によることを規定した。